

栃木県環境保全資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県環境保全資金融資規則（平成12年3月27日栃木県規則22号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

(公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業)

第3条 規則第5条第1号の規定による公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 公害防止施設の設置又は改善の事業
- 二 土壌汚染対策のための汚染土壌及び汚染水の処理対策の事業
- 三 廃棄物処理施設（廃棄物焼却施設及び廃棄物処理業者が廃棄物の処理を行う施設を除く。）の設置又は改善の事業
- 四 廃棄物焼却施設の設置又は改善の事業（廃棄物処理業者が廃棄物の処理を行う場合は、ダイオキシン類対策のために廃棄物焼却施設を更新又は改善する場合に限る。）
- 五 大気汚染対策のための吹付け石綿の除去等の事業

第4条 規則第5条第2号の規定による公害防止のための工場又は事業場の移転事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 工場又は事業場の移転（工場又は事業場の建設、公害防止施設等の設置、工場又は事業場の移転に必要な土地の取得及び旧工場又は事業場の解体及び運搬）の事業
- 二 同一敷地内における工場又は事業場の新築及び増改築の事業
(環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業)

第5条 規則第5条第3号の規定による環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業は、別表に掲げる事業とする。

(融資の利率)

第6条 規則第6条第2号の規定により知事が定める融資の利率は、1.7%以内とする。

(事業計画書の提出)

第7条 規則第7条第1項の規定による事業計画書の提出は、同項の規定によるほか、取扱金融機関を経由してすることができるものとする。

(市町村長の意見)

第8条 規則第7条第2項の規定による市町村長の意見は、次に掲げる事業について求めるものとする。

- 一 市町村が所管する公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例の対象となる工場又は事業場に係る事業
- 二 公害苦情が発生している工場又は事業場（公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例の適用を受けないもの）に係る事業
（事業認定書の写しの送付）

第9条 規則第7条第3項の規定により知事が融資希望者に認定書を交付したときは、栃木県環境森林部環境保全課長は、保証協会、当該事業計画に係る区域を管轄する環境森林事務所及び環境管理事務所（以下「保証協会等」という。）に認定書の写しを送付するものとする。

（事業計画変更承認申請書の添付書類）

第10条 規則第10条第1項の規定により知事が必要と認める添付書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 施設の構造又は設備の変更 事業計画書の1又は3の書類及び変更後の設計書又は設計図
- 二 工場又は事業場の移転先の変更 事業計画書の2の書類及び変更後の位置図
- 三 融資対象事業に要する経費の20%以上の変更 変更後の見積書
（軽微な変更）

第11条 規則第10条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更をいう。

- 一 規則第5条第1項の事業 公害防止のための処理方法又は処理能力の変更
- 二 規則第5条第3項の事業（別表(1)、(4)及び(5)を除いた事業） 環境への負荷の低減に資する施設又は設備の能力の20%以上の変更
- 三 規則第5条第3項の事業（別表(1)の事業） 再生資源の利用促進に資する施設の処理方法又は処理能力の変更
（完了検査時の確認書類）

第12条 規則第11条第2項の規定による完了検査において貸付認定者は当該事業の請負業者等からの請求書等当該事業が完了したことを証する書類を提示するものとする。

（完了検査の写しの送付）

第13条 規則第11条第2項の規定により知事が貸付認定者に当該完了検査の結果を通知したときは、栃木県環境森林部環境保全課長は保証協会等に完了結果の写しを送付するものとする。

(中間融資)

第14条 規則第12条第2項の規定において知事が別に定める中間融資とは、環境管理マネジメントシステムの認証の取得とし、その割合は8割以内とする。

(融資報告書の添付資料)

第15条 規則第12条第5項の規定により知事が必要と認める添付書類は、年度別元利返還明細表とする。

2 取扱金融機関は、年度別元利返還明細表に変更があった場合は、速やかに知事に変更後の年度別元利返還明細表を提出するものとする。

(支払報告書の添付資料)

第16条 規則第13条の規定により支払報告書に添付する書類は、当該融資対象事業に係る請負業者等からの領収書とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に融資した資金及び設置等に係る計画の認定を受けたものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月17日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に行われた再生可能エネルギー発電施設の設置に係る融資の利率は、改正後の第6条の規定にかかわらず、1.5%以内とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に行われた公害防止施設の設置に係る融資の利率は、改正後の第6条の規定にかかわらず、1.6%以内とする。

別表（第5条関係）

環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業

事業の種類	事業の内容等
(1) 再生資源の利用促進に必要な施設の整備	<p>「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。</p> <p>なお、本事業の対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて、一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用が確実であるとして、環境大臣、知事又は市町村長が認めたものに限る。</p>
(2) ノンフロン・低GWP※物質を使用した装置、フロン類の充填回収装置の設置又は購入 ※GWP 地球温暖化係数	<p>ノンフロン・低GWP物質を使用した装置、フロン類の充填回収装置の設置又は購入であって、次に掲げるものを対象とする。</p> <p>「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定される物質をいう。</p> <p>① ノンフロン・低GWP物質を冷媒として使用する冷凍空調機器</p> <p>② フロン類を充填又は回収するための機器（フロン類を開放式の装置等に充填する目的で設置する場合を除く。）</p>
(3) ディーゼル微粒子除去装置の装着	<p>国の新車に対する最新の排出基準の「一段階前」の規制基準（長期規制以上）をクリアーし、かつ知事が認めるディーゼル微粒子除去装置を既存ディーゼル車（乗用車を除く。）に装着することをいう。</p>
(4) 環境マネジメントシステムの認証取得	<p>環境マネジメントシステムの認証（ISO、JIS等）取得に係る予備審査、本審査、コンサルティング等を受けるための経費を対象とする。</p> <p>なお、本事業については、計画書提出時点において、未払分の経費も含むものとする。</p>
(5) 工場、ビル等の緑化対策	<p>工場、ビル等の敷地内の緑化、屋上・壁面の緑化、敷地内や屋上でのビオトープ創造等</p>
(6) 知事が必要と認めるもの	<p>環境保全事業として、その他知事が必要と認めるもの</p>